

甲府市ふるさと納税事務支援業務委託に係る 優先交渉権者の選考方法について

この基準は、甲府市ふるさと納税事務支援業務委託受託事業者選考審査委員会が、ふるさと納税事務支援業務委託公募型プロポーザルの優先受託候補事業者を選定するための評価基準について示すものである。

1 優先交渉権者の選考方法及び選定について

(1) 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、企画提案書やプレゼンテーションの内容を踏まえ、「提案書記載項目等一覧」に基づく審査委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし採点した委員の平均得点が60点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者とししないものとする。

【選定順】

- ア 「提案記載項目等一覧」の審査項目により各委員が審査を行い、各委員の合計得点の平均を審査結果として、最高得点者より優先交渉権者とする。
- イ アにより決しない場合は、各委員の審査により最高得点者とした委員の数が多い者を優先交渉権者とする。
- ウ イが複数ある場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価点について

(1) 採点の方法

企画提案書の評価を行う。企画提案書の評価に当たっては、提案記載項目等一覧の記載項目ごとに、配点、評価基準を設定し、評価を行う。採点については、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価段階	配点が5点の場合	配点が10点の場合	配点が20点の場合
A 特に優れている	5	10	20
B 優れている	4	8	16
C 標準的	3	6	12
D やや劣っている	2	4	8
E 劣っている	1	2	4
F 記述なし	0	0	0

3 留意点

評価については、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。